

政策企画部

No. 4

制 度 名	電源立地地域対策交付金 (水力発電施設周辺地域交付金相当分)	主管課名	政策調整課 政策調整 G						
		問合せ先	029-301-2025						
目的・趣旨	水力発電施設の設置により生ずる自然環境又は生活環境への影響を緩和するため、公用施設の整備等に必要な経費を交付する。								
〔対象団体〕 市町村（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市）									
〔対象事業〕 (1) 企業導入・産業活性化事業 産業基盤の施設整備、農林水産業等の近代化事業、観光の開発事業 等 (2) 福祉対策事業 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、スポーツ・レクリエーション施設 等 (3) 公用施設の整備、維持運営事業 (4) 地域活性化事業 等									
〔補助要件等〕 事業主体は市町村であること。									
〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費（工事費、委託費、維持運営費 等）									
〔補助限度額等〕 最低保証額 4,400 千円/1 市町村・年									
〔経費負担割合〕									
区 分		国	県	市町村	その他				
交付対象市町村 (県を経由した間接交付)		10/10	—	—	—				
〔R3 年度当初予算額〕 17,600 千円	〔R3 年度補助対象団体〕 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市 (間接交付分)								
〔備考〕 経費負担割合は基本的に国 10/10 であるが、定額交付であるため、交付額以上の事業を行う場合には市町村負担を伴う。									